

2020年著作権法改正過程と図書館

A Study on Revision of the Copyright Law in 2020

川瀬綾子†, 村上泰子‡, 西尾純子‡‡, 北 克一‡‡‡

KAWASE Ayako†, MURAKAMI Yasuko‡, NISHIO Junko‡‡, KITA Katsuichi‡‡‡

要旨：2018年以降、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（現：構想委員会）の主導の下に、各省庁により海賊版サイト問題への対策が次々に打ち出された。しかし、静止画ダウンロード違法化やリーチサイト規制を含めた2019年の著作権法改正案は議論が不十分であるとの理由により国会での提出が見送られた。以降、各省庁は各種対策への布石として、国民にアンケートを実施したり、パブリックコメント等を求めたりした。そして新たな著作権法改正案を国会に提出し、2020年6月5日、侵害コンテンツのダウンロード違法化に対する改正著作権法が参議院本会議で可決、成立し、6月12日に「令和2年法律第48号」として公布された。なお、同法律は2021年1月1日より施行、「リーチサイト」の規制については2020年10月1日から施行されることとなった。本稿では、この著作権法改正への経緯を概観すると共に、その課題や図書館との関わりについて考察する。

キーワード：侵害コンテンツ、ダウンロード違法化、著作権法改正、図書館

Keywords : Piratical Content, Illegal Downloads, Revision of the Copyright Law, Library

1. はじめに

2018年以降、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会（現：構想委員会）の主導の下に、各省庁により海賊版サイト問題への対策が次々に打ち出された。我々は先行論文で、ブロッキングを中心にこの問題について論じてきた¹。しかし、その後も文化庁の著作権分科会法制・基本問題小委員会（以下、小委員会）でのリーチサイト・リーチアプリ規制や静止画ダウンロード違法化（ダウンロードサイト、ダウンロードアプリ）に関する議論、総務省「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」でのアクセス警告方式に関する議論、文化庁による著作権法改正の再提起及び改正著作権法の成立など新たな動きが見られた。

侵害コンテンツのダウンロード違法化に対する改正著作権法は2020年6月5日に参議院本会議で可決、成立し、6月12日に「令和2年法律第48号」とし

て公布された。なお、同法律は2021年1月1日より施行、「リーチサイト」の規制については2020年10月1日から施行されることとなった²。

本稿では、この著作権法改正への経緯を概観すると共に、その課題や図書館との関わりについて考察する。

2. 侵害コンテンツ規制への各種動向

本章では、先行論文発表後の著作権法改正案及び改正著作権法の成立に関わる侵害コンテンツに対する規制の概要を俯瞰する。

2.1 ブロッキング

2018年6月に知的財産戦略本部は検証・評価・企画委員会の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議（タスクフォース）」（以下、タスクフォース）を設置し、海賊版サイト対策についての検討を行ったが、ブロッキングについて見解が分かれ、「最終まとめ」の提出を見送った。

タスクフォースの共同議長であった中村・村井

† 立命館大学

‡ 関西大学

‡‡ 龍谷大学

‡‡‡ 大阪市立大学

は2018年10月30日の知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会「コンテンツ分野会合」第1回の配布資料として「中間とりまとめ(案)(第9回会合修正反映版)」を「最終まとめ」の代替として提出した。なお、ブロッキングに対しては、政府は海賊版対策の最終手段として残している。詳細は後述する。

2.2 リーチサイト・リーチアプリ規制

リーチサイト・リーチアプリ規制については、小委員会が2019年2月「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会 報告書」を公表し、著作権法改正へ向けた動きを見せた。しかし、様々な懸念が挙がり、後述する静止画ダウンロード違法化と共にリーチサイト規制を含めた著作権法改正案として発表されたものの、議論が不十分である等との理由で2019年3月、政府は国会への提出を見送った。

2.3 静止画ダウンロード違法化(ダウンロードサイト、ダウンロードアプリ)

小委員会は、「中間まとめ(案)」(2018年12月7日)において、違法化対象物を「静止画」と一括りに捉え、海賊版サイト問題に止まらず、スクリーンショットや漫画作品のうち数コマのように分量の少ないダウンロードすらも違法とする厳格な案を発表した。しかし、あまりにも厳格な規制により、日本マンガ学会や日本漫画家協会等からも研究や創作に委縮を招くとして反対声明が出された。結果は、先述の通りである。

2.4 アクセス警告方式

アクセス警告方式について、総務省は、2019年4月19日～8月5日まで「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」を開催した。

第4回会合配布資料の「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会報告書(案)」では、通信の秘密の保持の観点から、アクセス先の「チェック(検閲)」を行うことに関して、全てのユーザから事前に同意を得ることは困難であり、インターネットサービスプロバイダの技術的及びコスト的にも問題がある」とした。

そして、ユーザの端末からフィルタリングを行ったり、セキュリティソフトを導入する方が「即時性が高い」とした³。

3. 各省庁の動向

3.1 内閣府知的財産戦略推進事務局 検証・評価・企画委員会 第1回会合による海賊版対策

2章にまとめたように侵害コンテンツ規制に対しての方策は、いずれも座礁しつつある中、知的財産戦略本部は検証・評価・企画委員会の下に「知的財産推進計画2020策定に向けた検討」を2019年7月26日より開始した。なお、「検証・評価・企画委員会」を廃止(改組)し、「構想委員会」(仮称)に改めるとした⁴。本会議では、「インターネット上の海賊版対策について」、「新たなクールジャパン戦略について」、「構想委員会の設置について」が議論された。なお、規定に基づいて、「委員の皆様は自由闊達に御議論いただくために」、議事録には発言を行った委員の氏名は記載しないことも定められた⁵。

本稿では本会議の内、「インターネット上の海賊版対策について」に焦点を当てる。

検証・評価・企画委員会は2019年7月26日の第1回会合で、内閣府知的財産戦略推進事務局名のもとに「インターネット上の海賊版対策について」を配布した。ここには、「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー(案)」(以下、「海賊版対策(案)」)が記されている。これは「海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保する」ための対策であり、タスクフォースで議論された内容を踏まえたものと説明されている⁶。発表された海賊版への対策は、段階ごとに①できることから直ちに実施、②導入・法案提出に向けて準備、③他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討とし、各種対策と対応省庁を示している。

①のできることから直ちに実施には、「著作権教育・意識啓発」として総務省・文化庁・経済産業省、「正規版の流通促進」は経済産業省、「海賊版サイト対策の中心となる組織の設置」には総務省・文化庁・経済産業省、「国際連携・国際執行の強化」は警察庁・法務省・経済産業省、「検索サイト対策」は文化庁、「海賊版サイトへの広告出稿の

抑制」は経済産業省、「フィルタリング」は総務省・経済産業省の管轄とした。また、検討として「アクセス警告方式」には「法制度の変更を前提とせずユーザーのアクセス抑止効果を最大限高める方式を検討し、海賊版サイトへの対策として実効的な枠組みを提示した上で、速やかに導入する(関係者と協議しながら検討・導入)」として総務省を管轄としている。

②の導入・法案提出に向けての準備には、同様に「アクセス警告方式」を総務省の管轄、「リーチサイト対策」および「著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロード違法化」を文化庁の管轄とした。

③の他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討には、タスクフォースで紛糾した「ブロッキング」が残存しており、「ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」との説明書きの下に内閣府及び関係省庁をその管轄とした。直接的な管轄を示してはいないものの、タスクフォースは意見の不一致により「最終まとめ」さえも提出しなかったが、海賊版対策の最終段階として残される結果となった。

また、工程表で文化庁主体となっている「著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロード違法化」では、「著作権を侵害する静止画(書籍)のダウンロード違法化のための法制度整備を速やかに行うこと。」とし、「国民の皆様の声をより丁寧に伺いながら引き続き法案提出に向けた準備を進める。」とあり、違法化ありきの工程になっている。

3.2 総務省 「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」

総務省は「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」を2019年4月に設置した⁷。2019年6月3日の第2回会合では、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する調査結果について」を配布している⁸。アンケートは約2,000人に海賊版マンガの閲覧経験や、アクセス警告表示に対する受容性を問うている。

アンケートでは、海賊版ファイル(マンガなどの静止画(書籍))のダウンロードが現行法上、違

法ではないことを前提に、「通信事業者がアクセス先を常にチェックして、海賊版サイトにアクセスしようとした場合に(中略)警告画面を表示させること」の賛否や静止画DL違法化した場合のアクセス警告表示の賛否を聞いている。現行法想定では、アクセス警告表示があった場合、アクセスしないと思うは93.3%、アクセスすると思うは6.7%であった。またアクセス警告表示の受容性は「許容できる/気にならない」の回答は44.7%、「許容できない」は35.3%であった。一方、静止画DL違法想定では、アクセス警告表示があった場合、「アクセスしないと思う」が95.9%、アクセスすると思うが4.2%と法改正想定の方が効果はみられる。同じく受容性については「許容できる/気にならない」の回答は46.8%、「許容できない」は34.7%であった。

このアンケートに対して、検証・評価・企画委員会の委員は第1回会合においてそもそもインターネットサービスプロバイダ(ISP)はアクセスをつなぐためにユーザのアクセス先をチェックしていることを触れていないのは誤解を招くとアンケート自体が中立的では無いとしているが、これはミスリードである⁹。

4. 文化庁による著作権法改正の再提起

2.2、2.3で取り上げたように、小委員会が示したリーチサイト・リーチアプリ規制や、静止画ダウンロード違法化に対する2018年の著作権法改正案は、「違法にアップロードされた著作物を、それが違法にアップロードされたことが事実だと知りながら、ダウンロードする行為」について、私的使用のために自由利用を認める規定の対象から除外することで、違法なものとして位置付ける」とし、「刑事罰については、更に追加的要件を複数設定することで、悪質性の高い行為のみが対象となるよう、厳格な絞り込みを行うとともに、全て親告罪のまま維持」するとしていた。また、リーチサイト・リーチアプリ規制については、「著作権者の権利保護の実効性を確保するため、①リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為や、②侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供行為について、一定の要件の下で、規制することが適当。

(①については刑事罰(社会的法益の侵害)、②に

については民事措置（差止請求）+刑事罰の対象とする）」としていた。

しかし、これらの当初案が暗礁に乗り上げたため、著作権法改正の再提起が必要となった。そこで、文化庁は「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」第1回（2019年11月27日）～第3回（2020年1月7日）までを開催した¹⁰。

第1回の会合では、「侵害コンテンツのダウンロード違法化に係る制度設計等の検討に当たっての基本方針（案）」として、文化庁当初案にこだわらずに適切な制度設計について検討を行う等、5つの基本方針（案）が発表された。また、議事録には、著作権課課長補佐の発言として「リーチサイト、侵害コンテンツのダウンロード違法化、セットで法案化していくというのがこれまでの考え方からして自然なものだと理解をして」いるとある。

また、2019年9月30日～10月30日に行ったパブリックコメントの意見を踏まえた上で、文化庁は「（1）改正案の附則に、普及啓発・教育等や運用上の配慮、施行状況のフォローアップについての規定を追加する。（2）写り込みに関する権利制限規定（第30条の2）を拡充することで、スクリーンショットを行う際に違法画像等が入り込むことを適法にする。（3）「軽微なもの」を違法化対象から除外することで、数十ページで構成される漫画の1コマなど、一部分だけの軽微なダウンロードを適法にする。」ことが追加措置として必要であるとした¹¹。

次に、リーチサイトについては、「①剽窃論文のリンク集など懸念が示された類型のサイトの多くは、「リーチサイト」の定義に該当せず、規制対象とはならないこと、②すでに十分絞り込みが行われており、その他の要件付加は不要であること」が挙げられている。また、リーチサイト運営行為に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更すること等も議論された。

2019年12月18日開催の第2回会合では、処罰の対象となる基準・具体例（案）が示された。1. 「分量」による基準・典型例（全般）の「軽微なもの」として処罰の対象外になるのは、以下の通りである¹²。なお、この案は最終的に確定された。

＜「軽微なもの」の典型例＞

- ・ 数十ページで構成される漫画の1コマ～数コマのダウンロード
- ・ 長文で構成される論文や新聞記事などの1行～数行のダウンロード
- ・ 数百ページで構成される小説の1ページ～数ページのダウンロード

併せて「軽微なもの」とは言えない例として示されたのは以下の通りである。

＜「軽微なもの」とは言えない例＞

- ・ 漫画の1話の半分程度のダウンロード
- ・ 4コマ漫画や1コマ漫画の1コマのダウンロード
- ・ 論文や新聞記事の半分程度のダウンロード
- ・ 絵画や写真など1枚で作品全体となるもののダウンロード（※2.により「軽微なもの」と認められる場合もあり得る）

次に、2.「画質」による基準・典型例（絵画・イラスト・写真など）として処罰の対象の有無を示した例は以下の通りである。

画質が低く、それ自体では鑑賞に堪えないような粗い画像をダウンロードした場合には、「軽微なもの」と認められる。

＜「軽微なもの」の典型例＞

- ・ サムネイル画像のダウンロード

＜「軽微なもの」とは言えない例＞

- ・ 絵画・イラストなどの鮮明な画像のダウンロード
- ・ 高画質の写真のダウンロード

また、コンテンツは漫画だけではなく、全ての著作物（二次創作物・パロディを除く）に範囲を定め、海賊版サイトのみならずSNS等からのダウンロードも違法とするべきとされた。

なお、この第2回の会合において、委員の1名は研究目的や公益目的のダウンロードの適用除外が無いという点に触れているが、他の委員により、これらの問題は小委員会で検討中であり、当会合はあくまで私的利用の問題であるとして一蹴した。

小委員会での研究目的の利用に対する検討に関しては稿を改めたい。

2020年1月7日開催の第3回会合の資料1として配布された「「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」における議論のまとめ(案)」には、「1. 文化庁提案の3点の措置について」として第1回会合において決定された附則が記されている。次に「2. その他の要件追加等の提案について」では、「(ア)採用する方針が了承されたもの」として、「(1)二次創作作品・パロディなどのダウンロードを対象から除外すること(民事)」については、翻訳物が除外されないようにした上で、採用する」ことが挙げられている。更に「(イ)採用しない方針が了承されたもの」には、「(3)著作物の全部又は相当部分を(丸ごと)ダウンロードする場合に限定すること(民事・刑事)(9)著作物の全部又は相当部分を(丸ごと)ダウンロードする場合に限定すること(刑事)(4)「海賊版サイト」などからのダウンロードに限定すること(民事・刑事)(5)不当に利益を上げている場合に限定すること(民事・刑事)(11)不当に利益を上げている場合に限定すること(刑事)(6)有償で提供・提示される著作物に限定すること(民事)(7)反復・継続してダウンロードを行う場合に限定すること(民事)(8)「当該有償著作物等の提供又は提示により著作権者等の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる」場合に限定すること(刑事)(10)警察等が違反者に対して事前に警告を行うことを要件化すること(刑事)(12)刑事罰自体を科さないこと(まずは、民事措置のみを行うこと)」が挙げられている。

「(ウ)採用の可否について大きく意見が分かれているもの」として挙げられているのは、「(2)著作権者の利益を不当に害することとなる場合に限定すること(民事・刑事)」については、賛否が大きく分かれており、未だ本検討会としての意見を一つに集約するには至っていない。」として、議論されることとなった。なお、当該項目は「座長のとりまとめ案を各委員が見た上で判断する」とされている¹³。

「3. その他の論点について」では、パブリックコメントに寄せられた「対象著作物をマンガ・

アニメなどに限定すべきである、主観要件を見直すべき」との意見もあったが、それらは取り入れないとした。

一方の「4. リーチサイト対策について」では、「規制対象となるリーチサイトの範囲等について既に十分な絞り込みが行われており、その他の要件追加を行う必要はない」とした。リーチサイトの定義として「殊更に」という要件が含まれていることにより、危惧された剽窃論文のリンク集等は除外されるとしている。また、刑事罰は親告罪に変更するとした。なお、プラットフォーム事業者への扱いとしては、「自ら直接的にリーチサイト運営行為やリーチアプリ提供行為を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には基本的に今回の規制が及ばないという認識が共有されたが、その旨を条文上明記すべきか否かについては、賛否双方の意見があった(附則に配慮規定を置くという提案もあった。)」としている。

そして、第3回までの会合を基に、「「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」における議論のまとめ」が2020年1月16日に発表された¹⁴。

一方、自民党・知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会による「海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ」が2020年1月30日に発表された。ここでは、「1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象から、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を除外すること(民事・刑事の両方)。2. リーチサイト規制に関する刑事罰の運用を懸念する声もあることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化と同様、インターネット利用が不当に制限されないよう運用上の配慮を行う旨を附則に明記すること。3. 海賊版対策の本丸である「違法アップロード対策」を充実するための方策(特に民間との協働や国際連携・国際執行など)について検討・措置を行う旨を附則に明記すること。4. 研究活動などにおける著作物利用の困難性を指摘する声もあることから研究目的の権利制限規定の創設、その他デジタル社会に対応した知財活用のための施策について、権利者の利益保護に留意しつつ、速やかに検討を進めること。」の4点が政府に要請された¹⁵。

この自民党の働きかけがあり、改正案は最終的には違法化の対象範囲から「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除く」との例外規定が盛り込まれることになった。

なお、改正案は2020年3月10日に閣議決定した。そして施行日を2021年1月1日、リーチサイト規制は前倒しの2020年10月1日とし、第201回国会での成立が目指された。パブリックコメントを提出した個人の意見が反映されていない点や、「漫画村」のようなストリーミングサイトについての議論がなされていないことから、改正案が通るのかと疑問視する声もあがったが、6月5日に参議院本会議で可決・成立した¹⁶。

5. 文化庁著作権課「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント」

本章では、文化庁著作権課が実施したパブリックコメント行為の概要と、問題点を考察する。

5.1 パブリックコメントの概要

文化庁著作権課は2019年9月30日～10月30日に侵害コンテンツのダウンロード違法化等について、パブリックコメントを求めた。

パブリックコメントの趣旨として、「(前略) 著作権法改正案の国会提出見送りを受け、改めて、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの課題を両立した案を作成すべく、具体的な制度設計等の検討を行う必要があるところ、その前提として、まずは、国民の皆様の御意見を丁寧にお伺いする(中略)。本パブリックコメントの結果等を十分に踏まえ(中略) 具体的な制度設計等についての検討を丁寧に進め」としている¹⁷。

パブリックコメントは、「質問事項及び回答様式」や「文化庁当初案 概要説明資料」として「自民党・公明党 条文審査資料(平成31(2019)年2月22日)」等が添付されている。

なお、「質問事項及び回答様式」は、「1. 基本的な考え方」、「2. 懸念事項及び要件設定」、「3. その他」、「4. 御回答者」で構成されており、選択式と自由記述がある¹⁸。

「1. 基本的な考え方」では、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの要請を両立させた形で、侵害コンテンツのダウンロード違法化(対象となる著作物を音楽・映像から著作物全般に拡大することをいう。以下同じ。)を行うことについて、どのように考えますか。」として5つの選択肢を用意している。

「2. 懸念事項及び要件設定」では、(1)「インターネット上に掲載されたコンテンツは、適法にアップロードされたのか違法にアップロードされたのか判断が難しいものが多いため、ダウンロードを控えることになる。」(2)「重要な情報をスクリーンショットで保存しようとする際に、違法画像等(例：SNSのアイコン)が入り込むことが、違法になる。」(3)「漫画の1コマのダウンロードや、論文の中に他人の著作物の違法引用がされている場合の当該論文のダウンロードなど、ごく一部の軽微なダウンロードでも違法になる。」ことに対する懸念等、7つの設問と自由記述を設定している。また、懸念事項等を踏まえた上で、どのような要件・内容とすることが望ましいかを問うている。

「3. その他」では、(1)侵害コンテンツのダウンロード違法化に関して、(2)リーチサイト対策に関しての2つの設問に自由記述を設けている。

5.2 パブリックコメントの問題点

「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントの実施について」の「4. 留意点」には、「文化庁としては、今後、具体的な制度設計等の検討を丁寧に進めていきたいと考えております(以下、略)」とあり、ダウンロード違法化ありきが見て取れる¹⁹。

パブリックコメントの設問では、まず「1. 基本的な考え方」として「侵害コンテンツのダウンロード違法化等について、「深刻な海賊版被害への実効的な対策を講じること」と「国民の正当な情報収集等に萎縮を生じさせないこと」という2つの課題を両立した案の作成に向けた検討」であると記されている。

このパブリックコメントの趣旨説明について第一に「ダウンロード違法化」が正当化されている点、第二に「実効的な対策」と「情報収集等に委

縮を生じさせない」という両者は相反するものであり、そもそも両立させることは困難であるが、それを両立させた形としており、作為的である。第三に「委縮を生じさせない」とし、「知る自由を阻害しない」という正面からの言説を避けた点も問題であろう。

設問「2. 懸念事項及び要件設定」にある、「上記の懸念などを踏まえ、具体的にどのような要件・内容とすることが望ましいと考えますか。」は以下の項目から選択させている。

- ①適切である（文化庁当初案のままで良い）
- ②違法となる対象が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞りこむべき）
- ③違法となる対象が狭い（文化庁当初案よりも違法化の対象を広げるべき）
- ④具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき（政府における検討に委ねる）
- ⑤要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない

④は「具体的な要件の適否は分からないが、バランスのとれた内容とすべき」と適否を決めかねる場合の選択肢であり、一見中立的に見えるが、括弧内を見ると、「(政府における検討に委ねる)」とあり、恣意的である。

5.3 パブリックコメントの結果

パブリックコメントの結果、4,437件（個人4,386件、団体等51件）の意見が出された。「1. 基本的な考え方」については、個人は4,274件の回答があった。①賛成、どちらかといえば賛成と思われる意見は151件、②反対、どちらかといえば反対と思われる意見は3,792件、③要件次第であるという意見184件、④分からないという意見52件、⑤無回答95件であり、圧倒的に「反対、どちらかといえば反対と思われる」意見が多かった。また、文化庁当初案についても個人の意見としては、「要件にかかわらず、侵害コンテンツのダウンロード違法化自体を行うべきではない」が半数を占めていた。

一方の団体等から提出された51件の意見の内

訳は、①賛成28件、②どちらかという賛成1件、③どちらかという反対0件、④反対12件、⑤分からない2件、⑥無回答8件であり、「賛成」が多かった。また、文化庁当初案についても「文化庁当初案のままで良い」が一番多く、次が「違法となる範囲が広い（文化庁当初案よりも違法化の対象を絞り込むべき）」であった。

個人の方が圧倒的に侵害コンテンツのダウンロード違法化については不安を感じている。

ここで、団体をグループ別に分類し、下表に示した。なお、分類が困難な団体は「不明」とした。

表1 団体種類別パブリックコメントの結果

	①	③	④	②	⑤	⑥		
著作権者（隣接権利者含む）の団体	9	1	2	2	0	2	16	22
著作権管理団体	5	0	0	1	0	0	6	
コンテンツの流通に関わる団体	2	0	0	6	0	0	8	8
インターネット事業者の団体	0	0	0	1	1	2	4	18
法律関係者の団体	0	0	1	3	1	0	5	
コンテンツの利使用に関わる団体	0	0	0	2	5	2	9	
不明	0	0	1	0	1	1	3	3

※①文化庁当初案のままでよい ③対象範囲を広げるべき ④バランスのとれた内容とすべき→政府にゆだねる ②対象範囲を絞り込むべき ⑤違法化自体に反対 ⑥その他

当然ながら、著作権関連団体は適用範囲の広い規制を求めており、その他団体は否定的な見解が多くみられる結果となった。

6. 図書館界の動向

侵害コンテンツのダウンロード違法化等について、図書館界ではいくつかのパブリックコメントや声明が発表された。

日本図書館協会は基本的な考え方としては「回答なし」であり、賛成でも反対でも無い。懸念事項も「回答なし」である。なお、日本図書館協会のウェブページでは、意見表明は「著作権委員会」であり、「図書館の自由委員会」では無い²⁰。協会としての識見が問われよう。

国公立大学図書館協会委員会は、基本的な考え方としては反対意見を表明し、「いたずらに違法の範囲、さらには刑事罰を科す範囲を広げるべきではない」としている²¹。

図書館問題研究会は、文科省の「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント」を実施する以前の2019年3月4日に公式ホームページ中に「図書館問題研究会全国委員会名義の下に「著作権法におけるダウンロード違法化の拡大に反対します(声明)」との声明を発表した。ただし、パブリックコメントにはこの声明を寄せていない。声明文の一部を引用する²²。

一部でも著作権侵害が認められれば該当するため非常に多くのコンテンツがその対象となり、著作物の違法性の判別が困難なことに加え、「その事実を知りながら」という主観的要件によって民事及び刑事上の責任を負わせることは、私的な情報収集活動や表現活動に萎縮をもたらすと同時に、ねらい打ち的な捜査活動も危惧されます。海賊版等への対策はより限定された範囲で行なわれるべきであり、報告書に基づく法改正は文化の発展への寄与という著作権法の目的とも整合しません。

図書館はその活動・機能において著作権法に深く関わり、図書館員は住民の表現及び思想の自由、知る自由を擁護する職業的責務があります。私たちは、表現及び思想の自由、知る自由を制限するダウンロード違法化の拡大及び拙速

な立法化に反対します。

知る自由を保障する機関である図書館として、不安要素の多い罰則化に対して毅然とした態度を取るべきであろう。デジタルネットワーク社会では、コンテンツ(資料・情報)は図書館を通過し、直接利用者へと届けられるように見える。

しかし、利用者への物的資料の提供だけでなく、ネットワーク流通をするデジタル著作物についても、知る権利の擁護、拡大のためには、図書館界は時代の変容に敏感なアンテナを巡らせ、積極的な関与の姿勢が求められる。基本は、利用者の立場に立った、権利者の創作活動の保護と利用、使用とのバランスの追求である。

7. さいごに

侵害コンテンツのダウンロード違法化に対する改正の附則には、著作権の普及啓発・教育等の規程が追加された。公立図書館、学校図書館や大学図書館での著作権啓蒙活動を関係機関と協力を進めることが望ましい。

情報環境の変化の中で、社会規範、関係法令等も変化をしていく。おりしも、ブロックチェーン技術の導入による二次コンテンツ、三次コンテンツ等の管理と果実配分の実証プロジェクトが始まった²³。

また、GAFA等の大規模プラットフォーマーに対する原著作権者への「課金」の検討も行われている²⁴。

図書館界も時代動向への感覚を鋭敏に保ちたい。

引用文献

- 1 村上泰子他「知的財産戦略におけるマンガ海賊版サイト問題：権利の衝突と図書館の立ち位置」『情報学』16(2), 2019. 10, p. 9-27.
<https://kiyo.info.gscc.osaka-cu.ac.jp/JI/article/view/881/852> [確認: 2020年9月16日]
- 2 文化庁「令和2年通常国会 著作権法改正について」
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/ [確認: 2020年9月16日]
- 3 総務省「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 報告書(案)」令和元年8月5日
https://www.soumu.go.jp/main_content/000637828.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 4 検証・評価・企画委員会 「議事次第「検証・評価・企画委員会」の廃止と「構想委員会」(仮称)の設置について(「検証・評価・企画委員会」の「構想委員会」(仮称)への改組)」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2020/dai1/siryou3.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 5 内閣府知的財産戦略推進事務局 資料1「インターネット上の海賊版対策について」2019年7月p. 2
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2020/dai1/gijiroku.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 6 内閣府知的財産戦略推進事務局 資料1「インターネット上の海賊版対策について」2019年7月
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2020/dai1/siryou1.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 7 総務省 「「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」の開催」
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000062.html [確認: 2020年9月16日]
- 8 インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 第2回配布資料「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する調査結果」2019年6月3日
http://www.soumu.go.jp/main_content/000624392.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 9 検証・評価・企画委員会 第1回会合議事録 p. 10
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2020/dai1/gijiroku.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 10 文化庁「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」
<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/> [確認: 2020年9月16日]
- 11 文化庁侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会(第1回)「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に係る制度設計・論点(案)」(資料6)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/pdf/r1422992_10.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 12 文化庁「「軽微なもの」の基準・具体例(案)」(「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」第2回資料2)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/02/pdf/91949801_02.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 13 城所 岩生「迷走する違法DL規制とナップスター事件の教訓」アゴラ言論プラットフォーム
<http://agora-web.jp/archives/2043678.html> [確認: 2020年9月16日]
- 14 侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討「「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」における議論のまとめ」令和元年1月16日
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/pdf/91997502_01.pdf [確認: 2020年9月16日]
- 15 自民党・知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会「海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ」令和2年1月30日
<https://taroyamada.jp/wp-content/uploads/2020/02/b17d2f98173896398bc727feb8728131.pdf> [確認: 2020年9月16日]
- 16 「ダウンロード規制で線引き文化庁、法改正へ方針決定～「新聞、論文の半分程度」は違法～」『日本経済新聞』電子版 2020/1/7 22:00
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ054144660X00C20A1CC1000/> [確認: 2020年9月16日]
- 17 文化庁「「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント」の実施」
https://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/public_comment/1421771.html [確認: 2020年9月16日]
- 18 文化庁「侵害コンテンツのダウンロード違法化

等に関するパブリックコメント 質問事項及び回答様式」

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000192959> [確認: 2020年9月16日]

¹⁹ 文化庁著作権課「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントの実施について」p. 2.

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000192957> [確認: 2020年9月16日]

²⁰ 文化庁著作権課「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント」の結果概要(団体等)」(資料3-4) p. 164

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/pdf/r1422992_07.pdf [確認: 2020年9月16日]

²¹ 文化庁著作権課「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント」の結果概要(団体等)」(資料3-4) p. 137

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/shingaikontentsu/01/pdf/r1422992_07.pdf [確認: 2020年9月16日]

²² 図書館問題研究会「著作権法におけるダウンロード違法化の拡大に反対します(声明)」

<http://tomonken.sakura.ne.jp/tomonken/statement/chosakukenhou/> [確認: 2020年9月16日]

²³ 「著作権管理で市場活性化ブロックチェーンを活用」『日本経済新聞』電子版 2020/4/20

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZ058193360X10C20A4TCJ000/> [確認: 2020年9月16日]

²⁴ 「仏当局, グーグルにメディアとの協議命令記事使用料で」『日本経済新聞』電子版 2020/4/10

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ057930380Q0A410C2FF8000/> [確認: 2020年9月16日]

[2020年9月19日 受理]